

青森県報

号外第百十九号

平成三十年
十二月十四日
(金曜日)

目 次

規 則

- 青森県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 務 課) ……
- 青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則……………(港湾空港課) ……

規 則

青森県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十七号

青森県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税の特別措置に関する条例施行規則(平成十一年七月青森県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「若しくは第九条又は第十二条第一項」を、「第九条若しくは第十二条又は第十五条第一項」に、「第十五条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十八条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

第三条中「第十条第二項、第十二条第三項」を「第七条第二項、第十三条第二項」

に、「第九条」を「第六条の特別償却設備、条例第十二条」に、「第十二条第二項第一号」を「第十五条第二項第一号」に、「条例第十五条第二項第一号」を「又は条例第十八条第二項第一号」に改め、「又は条例第十八条第二項第一号の特別償却設備」を削る。

第四条第一項及び第五条中「及び第十四条(条例第十七条及び第二十条)」を、「第十四条及び第十七条(条例第二十條及び第二十三條)」に改める。

第六条第一項中「第十一条及び第十四条」を「第十四条及び第十七条」に、「第九條」を「第十二條」に、「第十二條第二項第一号」を「第十五條第二項第一号」に改め、同条第二項中「第八條」を「第八條及び第十一條」に、「第十七條及び第二十条」を「第二十条及び第二十三條」に、「第十四條」を「第十七條」に、「第七條第一号、第十五條第二項第二号及び第十八條第二項第二号」を「第七條第一項第二号、第十條第一号、第十八條第二項第二号及び第二十一条第二項第一号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十八号

青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

青森県港湾管理条例施行規則(平成十二年三月青森県規則第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第五号様式中

20フナートコンテナ
換算のコンテナ数

画

を

使用の場所

使用の面積

に改め、

20フナートコンテナ 換算のコンテナ数	画
使用の場所	
使用の面積	

貨物の内容	品名		トク数	
-------	----	--	-----	--

を削り、

同様式の注中2を3とし、1を2とし、同注に1として次のように加える。

- 1 実測平面図（縮尺500分の1から1600分の1）を添付すること。

附 則

この規則は、平成三十一年一月十四日から施行する。

(発行所・発行人)
 青森市長島一丁目一番一
 青 森 県 号

(印刷所・販売人)
 青森市第二問屋町三丁目一番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円四十四銭